

久喜市議会  
令和4年6月定例会議  
議員提出議案

## 議 案 目 録

議員提出第1号	特別委員会の設置について	1
議員提出第2号	久喜市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を 改正する条例	2

議員提出第 1 号

特別委員会の設置について

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

令和 4 年 6 月 6 日

提出者 久喜市議会議員

上 條 哲 弘

齊 藤 広 子

春 山 千 明

石 田 利 春

園 部 茂 雄

猪 股 和 雄

久喜市議会議長 柿 沼 繁 男 様

特別委員会の設置について

地方自治法第 109 条及び久喜市議会委員会条例第 6 条の規定に基づき、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）建設事業、運用による住民生活への影響及びその周辺の整備事業等、建設・運用に伴い生ずる諸問題の調査を行うため、久喜市議会に下記の特別委員会を置く。

記

- 1 名 称 圏央道対策特別委員会
- 2 定 数 8 人
- 3 付議事件 圏央道建設・運用に伴い生ずる諸問題の対策を図るため、調査・研究を行うこと
- 4 本特別委員会は、議会閉会中も審査を行うことができるものとし、付議事件の審査が終了するまで存続する。

議員提出第2号

久喜市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和4年6月6日

提出者 久喜市議会議員

岡崎克巳

上條哲弘

春山千明

杉野修

園部茂雄

猪股和雄

久喜市議会議長 柿沼繁男 様

久喜市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例

久喜市議会の議決すべき事件を定める条例（平成24年久喜市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中カをキとし、イからオまでをウからカまでとし、アの次に次のように加える。

イ 久喜市公共施設等総合管理計画に基づく久喜市公共施設個別施設計画

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

久喜市公共施設個別施設計画について、議会での十分な審議・審査を図り、市民の視点に立った透明性の高い行政執行の推進に資するため、この案を提出するものであります。